



教員免許更新制を「発展的に解消」

～中教審の小委員会が「審議まとめ（案）」～

8月23日、中央教育審議会『令和の日本型学校教育』を担う教師の在り方特別部会におかれた「教員免許更新制小委員会」が第5回会議を開催し、『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて「審議まとめ（案）」（以下、審議まとめ案）について審議しました。

審議まとめ案は、教員免許更新制と「新たな教師の学びの姿」について検討し、教員免許更新制は「新たな教師の学びの姿」を実現するうえで「疎外要因となると考えざるを得ない」などとして、『新たな教師の学びの姿』の実現に向けて、教員免許更新制を発展的に解消することを文部科学省において検討することが適当である」としました。以下、審議まとめ案の概要を掲載します。

審議まとめ（案）の概要

I. はじめに

II. 教員免許更新制の概要

1. 教員免許更新制の目的
2. 教員免許更新制に関する制度のあらまし
3. これまでの教員免許更新制に関する見直し等の内容
 - * 免許更新講習の必修領域の精選と選択必修領域の導入、講習と現職研修との相互認定のとりくみ、講習を修了していない者に対する臨時免許状の授与など

III. 教員免許更新制導入後の社会的変化

1. 社会的変化の速度向上と非連続化を受けた学びの在り方の変化
 - * 「知識伝達型」に留まらない協議・演習形式の学び、地域や学校現場の課題の解決を通じた学びを自律的に求めて深めていくことが必要
 - * 新たな領域の専門性を身に付けるなど強みを伸ばすことが必要である、教師一人一人の個別最適な学びが求められる
2. 教師の研修環境の変化
 - (研修の体系的・計画的実施の促進)
 - * 2016年の教育公務員特例法改定により、「教員育成指標」を踏まえた「教員研修計画」の策定が義務付けられた
 - (オンラインによる受講環境の充実)

IV. 「令和の日本型学校教育」を担う教師の学び

1. 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿

(学び続ける教師)

- *教師はそもそも学び続ける存在であることが強く期待されている
- *時代の変化が大きくなる中で常に学び続けなければならない
- *主体的に学び続ける教師の姿は、児童生徒にとっても重要なロールモデル

(教師の継続的な学びを支える主体的な姿勢)

- *教師の主体的な姿勢
- *一人一人の教師が安心して学びに打ち込める環境の構築

(個別最適な教師の学び)

- *個別最適な教師の学び

(適切な目標設定・現状把握、積極的な「対話」)

- *具体的な目標の達成に向けた体系的・計画的な実施
- *適切な目標設定（「将来の姿」）と現状（「現状の姿」）の適切な把握
- *任命権者やサービス監督権者・学校管理職等と教師の積極的な「対話」

(質の高い有意義な学習コンテンツ)

- *明確な到達目標と適切な内容を備えていること
- *体系性をもって位置付けられ、レベルも整理されていること
- *質の高い学習コンテンツが豊富に提供されていること
- *質保証の仕組みが適切に機能していること
- *各学習コンテンツをワンストップ的に集約・提供するプラットフォームが存在していること
- *教員免許状を保有するものの、教職には就いていない者が学ぶ上で必要な学習コンテンツが存在していること
- *知識伝達型の学習コンテンツに留まらない自らの経験や他者から学ぶといった「現場の経験」も含む学びが提供されていること

(学びの成果の可視化と組織的共有)

- *学びの成果が可視化され、個人の学ぶ意欲を喚起できていること
- *学びの成果が組織において積極的に活用されていること
- *教師の学びを全国的な観点から質が保証されたものとして証明する仕組みが構築されていること

(デジタル技術の活用)

2. 「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて講ずべき当面の方策

i) 公立学校教師に対する学びの契機と機会の確実な提供（研修受講履歴の記録管理、履歴を活用した受講の省令の義務付け）

(仕組みの概要)

- ①任命権者やサービス監督者・学校管理職等が個々の教師の学びを把握し、**教師の研修受講履歴を記録・管理**する
 - ②教師と任命権者やサービス監督者・学校管理職等が、**積極的な対話**を行うとともに、教師本人のモチベーションとなるような形で、**適切な研修を奨励**する
- *各任命権者が（教師の研修履歴等を記録・管理し、それを活用しながら）、教師に計画的かつ効果的な資質の向上を図るための研修の受講を奨励することを**義務づける**ことを検討すべき

(必ずしも主体性を有しない教師に対する対応)

*期待する水準の研修を受けているとは到底認められない場合は、服務監督者又は学校管理職等の職務命令に基づき研修を受講させることが必要となることもありえる

*万が一職務命令に従わないような事例が生じた場合は、地公法第29条第1項第2号に規定する懲戒処分の要件に当たり得ることから、事案に応じて、適切な人事上又は指導上の措置を講じることが考えられる

ii) 国公立学校の教師を通じて資質能力を向上する機会の充実

*国立学校・私立学校の設置者に対して、公立学校での取組について情報提供を行う

iii) 教員免許状を保有するものの教職には就いていない者の資質能力の確保に資する学習コンテンツの開発

iv) 現職研修のさらなる充実に向けた国による指針の改正

*大きな社会変容を考慮した上で教師の資質向上を図るにあたり踏まえるべき基本的な視点を明らかにすべく、指針の改正を行う必要がある

3. さらに検討を深めるべき事項と具体的方向性

i) 「新たな教師の学びの姿」の高度化を支える仕組みの構築

(研修履歴を管理する仕組みの高度化)

*デジタル技術を活用した高度化を具体的に構想していく

*研修受講履歴を記録管理するための情報管理システム(研修受講履歴管理システム)の導入により、教師が受講の都度タイムリーに入力できるようになることが可能になる

(新しい姿の高度化を支える3つの仕組み)

①到達目標に照らして、学習コンテンツの質保証を行う仕組み(専門的な観点から審査し、認証する)

②学習コンテンツ全体を見渡し、ワンストップ的に情報を集約し、整理・提供するプラットフォームのような仕組み(「教科指導」「生徒指導」「学級経営」などのテーマに従って分類し、「入門」「基礎」「応用」「発展」などのレベルを付与する)

③個別のテーマを体系的に学んだことを、全国的な観点から質が保証されたものとして証明する仕組み(「証明書」の発行という形態だけでなく、証明のデジタル化も視野に入れていく)

(Learning Analytics(学習分析)を通じた教師の個別最適な学びの促進)

*研修受講履歴管理システムと3つの仕組みの一体的構築・運用を確保するためにも、一人一人の教師にシステムを利用するためのID(利用ID)を適切に付与することが必要

*利用IDは、児童生徒の学習履歴(スタディ・ログ)をはじめとした教育データを活用した個別最適な学びの充実を図っていく仕組みが今後構築されていく中であっても利用可能なものとする

*今後、マイナンバーをはじめ、様々な政策分野のデータベースとの連携など、IDの在り方に関する政府全体の検討を見据えつつ、検討を進めていく

(研修受講履歴管理システムと3つの仕組みの一体的運用体制)

*研修履歴管理システムは、制度的に責任を負うことになる任命権者が共同で構築し、管理責任を負う。システムの構築や運用に教職員支援機構が参画する

*3つの仕組みの構築や運用は、任命権者が人材面での協力やリソースの提供を行うことを前提に、教職員支援機構が担う

ii) 教職員支援機構の果たすべき役割

*現在行っている教職員等中央研修に加え、都道府県教育委員会等の任命権者等が企画・実施する研修に活

用可能な質の高い研修コンテンツを、継続的・計画的に共同して作成することも有効

V. 「新たな教師の学びの姿」と教員免許更新制

(「新たな教師の学びの姿」と教員免許更新制の矛盾)

* 「新たな教師の学びの姿」を実現する上で、教師の学びと免許状の効力を紐付けた教員免許更新制はその阻害要因となると考えざるを得ない

(教員免許更新制の評価と課題、改善の可能性)

(教員免許更新制の発展的解消)

* 「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて、教員免許更新制を発展的に解消することを文科省において検討することが適当である

* この措置のタイミングについては、「新たな教師の学びの姿」を実現するための当面の方策の実施と同時であることが適当である

* その際、既に授与された教員免許の有効期間の在り方等については、文科省において法制的な観点から検討を深めていく必要がある

* 教員免許更新制を発展的に解消し、「新たな教師の学びの姿」を実現することにより、教師の専門職性の高度化が進んでいくことが期待される

(大学に対する期待)

* 大学等が有償で提供する多様な質の高い学習コンテンツは、「新たな教師の学びの姿」の中にあっても、中核的な役割を占めることが期待される

VI. おわりに

※ 「追記予定」とのこと

「先生方にエールを」～教員免許更新制小委員会での審議より

上記の内容は、その後の審議で、おおむね了承されました。さらに下記のような意見が出され、次回までに修正を加えて、さらに検討されることになりました。

- 教師自身が研修の中で主体的・対話的で深い学びができるように。コンテンツの提供がすべてではなく、「協働的な学び」の保障も考えることが必要。
- 「個別最適な学び」は書かれているが、「協働し探究する、学び手」としてのあり様が書かれていない。「探究」を今後の学びの転換として打ち出すことができないか。
- 「新たな姿」に、校内研修を位置付けられないか。授業研究などの積み重ねが各学校に蓄積されている。
- 新たなしくみを立ち上げる時期について、早めに示していくことが緊急の課題。
- 最後のところに、先生に対する応援のメッセージを入れてほしい。これは研修でがんじがらめになるということではない、誇り高く安心して学んで楽しい仕事ができる、というメッセージを入れてほしい。
- 現場の先生たちは授業や学活を他の先生にお願いして、後ろめたさを持ちながら研修に出掛けている。安心して学びに打ち込める環境整備をお願いしたい。
- カリキュラム・オーバーロード（負担過重）に手をつけていかないと、新しい学びは実現できない。「おわりに」のところに、資源の確保に手をつけるべきだと、そのことを中教審・部会の中でしっかりすすめていくと本気度を示す。そのことと先生方へのエールを両立させる書き方にしてもらえないか。

更新制の廃止と新たな研修制度は「早ければ2023年度から」

小委員会後の記者会見で、萩生田文科大臣は、教員免許更新制を「早ければ2023年度から廃止する」との方針を表明しました。来年の通常国会で廃止に必要な法改正を行い、2023年度から新たな研修制度を開始する計画であると考えられます。

その間に免許状の更新期限を迎える場合にかかわって、24日、文科省は、全教はじめ教育関係諸団体に対し、次のように連絡してきました。

昨日、中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会教員免許更新制小委員会（第5回）が行われ、審議まとめ（案）が示されました。

なお、法改正が行われるまでの現行制度の存続について、小委員会後に行われた記者会見にて、萩生田大臣が下記のように発言いたしましたので、お知らせいたします。

【大臣発言】

中央教育審議会が最終的な結論を得た上で、関連する法改正が行われるまでは、現行の教員免許更新制は存続することになります。このため、**免許状の有効期間が到来する先生が、更新講習を修了し、更新手続きを行わない場合は、免許状が失効することになりかねません。**審議まとめの案では、免許状更新講習の受講も研修履歴の記録及び管理の範囲に含め、人事配置や校務分掌の決定などに積極的に活用していくことも考えられるとされていることも踏まえ、各先生におかれては、必要な受講・手続きに遺漏なきよう対応していただくようお願いいたします。

教員免許更新制はきっぱり廃止に！

～「新たな教師の学びの姿」による国定教師づくり反対～

教員免許更新制の廃止を求める「ひとこと署名」は、

総計 37,387 筆となりました。

全教は、23日、小委員会開催に先立って文科省要請を行って追加の署名を提出し、教員免許更新制については、きっぱり廃止することを要求しました。

また、決定までの間に、全教はじめ教職員組合などの意見聴取の機会をもつよう、強く要求しました。



全教の要求項目（下線は重点項目）

1. 教員免許更新制を廃止すること
2. 廃止にあたり、「新たな教師の学びの姿」を強制するのではなく、教員が、教育公務員特例法第22条にもとづき、権利としての「研究と修養」を自主的・自発的に行えるよう保障すること。初任者研修をはじめとした経年研修、地方教育委員会が主催する研修のあり方を抜本的に見直すこと
3. 教職員が、毎日の教育活動の中で子どもたちや周囲の教職員から学び、成長していくことができるよう、必要な条件整備を行うこと
 - 1) 所定の勤務時間内に十分な教材研究ができるよう、持ち授業時間数の上限を定め、教職員定数を抜本的に改善すること。すべての校種で少人数学級を実現すること
 - 2) 教職員の長時間過密労働を解消するための実効ある施策をすすめること

「発展的解消」という言い方ではありますが、安倍「教育再生」の重点の1つであった教員免許更新制を廃止の方向に追い込んだことは、全国の教職員による、署名をはじめとしたさまざまなとりくみの結果であり、重要な到達点です。

一方、審議まとめ案に示された「新たな教師の学びの姿」は、全国の教員の研修を国が一元的にデータ管理し、管理職等との「対話」という手法で、研修の受講を徹底させようとしていること、「期待された水準に達していない」場合は、処分までちらつかせ、職務命令によって研修させるとしていること、研修の内容についても、ICTを活用して国レベルで管理・統制しようとしていることなど、これまでの官制研修の比ではない、まさに“国定教師づくり”ともいべき重大な問題をもつものです。

制度廃止の時期について、『新たな教師の学びの姿』を実現するための当面の方策の実施と同時であることが適当である」としていることも、重大な問題です。「早ければ」とされた2023年度までの間に更新時期を迎える教員にとっては切実な問題であり、このような審議まとめ案が示された以上、制度はいったん凍結すべきです。

「ひとこと署名」に寄せられた全国の教職員の願いは、押し付けの研修によって負担を増大させられることなく、日常の教育活動を通して子どもや保護者、教職員から学んで成長していくことで



す。そのためには、少人数学級の前進や教職員定数の大幅増など、ゆきとどいた教育条件の整備が不可欠です。

全教は、次のページのように談話を発表しました。これから、地方6団体や校長会等の教育団体と懇談・要請を行い、教員免許更新制をきっぱり廃止し、「新たな教師の学びの姿」のおしつけではなく、自主的・自発的な研修の充実をめざして、とりくみを強めていきます。



（岐阜教組がとりくんだ、学校ごとの寄せ書き）

【談話】

教職員を苦しめる教員免許更新制はきっぱり廃止を

2021年8月25日

全日本教職員組合

書記長 檀原毅也

8月23日、中央教育審議会『令和の日本型学校教育』を担う教師の在り方特別部会教員免許更新制小委員会」は、『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて」（審議まとめ（案））で、「教員免許更新制を発展的に解消することを文部科学省において検討することが適当である」と「廃止」の方向を示しました。

教員免許更新制は、安倍政権（当時）が「教育基本法」改悪（2006年）を強行し、その具体化として教職員の反対を押し切り2009年から導入されたものです。導入後、更新講習にかかる時間と費用に対する教員の負担感や「うっかり失効」が生じる制度上の不備、未更新からくる教員不足など、多くの問題が相次いで起こり、「免許更新制は百害あって一利なし」の声が圧倒的な世論となりました。

全教は、これまで一貫して「教員免許更新制は直ちに廃止」を求めてきました。今年5月から「教員免許更新制の廃止を求める『私のひとこと』署名」にとりくみ、わずか2ヶ月足らずで3万7000筆を超える教職員の声を集め、文科省に提出して「教職員の声を聴け」と迫りました。集めた声は、「毎日仕事と家庭でギリギリの状態なので、さらに更新のために時間を取られるのでとても辛い」、「時間をとられて金銭的な負担もあり、更新が認められなければ失職するという恐怖心は計り知れません。なぜ教員が？ 納得できません。廃止を!!!」「現行の制度では、結局、教員免許状を人質に、まったく別の科目の研修を受講せざるを得ないこともあり、本当の効果を感じません」など切実な声や厳しい指摘があふれていました。こうした教職員の声がついに文科省を動かし、「教員免許更新制の廃止」へ舵を切らせたということができます。

「審議まとめ（案）」は「教員免許更新制が制度的に担保してきたものは総じて代替できる状況が生じること」を述べ、「教員免許更新制は、『新たな教師の学びの姿』を実現する上で、阻害要因となると考えざるを得ない」とさえ言い切り、「教員免許更新制を発展的に解消することを文部科学省において検討することが適当である」とまとめています。

しかし、「審議まとめ（案）」は教員免許更新制を「発展的に解消」するものの、「新たな教師の学びの姿」をより高度な形で実現するとして、研修をいっそう強化することを強調しています。オンライン研修等により研修履歴の記録管理が容易に行えるようになり、学習分析（Learning Analytics）を通じた教師の「個別最適な学び」をすすめ、「利用ID」によって教員を管理しマイナンバーとの連携なども視野に入れています。新たな仕組みとして研修履歴をもとに管理職と「対話」することや、教育委員会および管理職が教員への研修受講奨励を義務付けることなど、自主的な研修とは正反対の研修押し付けも提案しています。さらに職務命令に基づき研修を受けさせることや従わない場合には懲戒処分の対象とすることに言及するなど、研修の目的を逸脱するような踏み込んだ記述も見られます。これらの点から、「新たな教師の学び」は国の介入を大きくし、国定研修ともいべき官製研修で教職員を一元的に管理する大きな危険性を孕んでいます。

「審議まとめ」が小委員会の結論を経て中教審で確定された後、法改正を含めた改定が行われるものと考えられます。それまでの間は教員免許更新制および更新講習を凍結すべきです。全教は、研修等の強化とセットで「発展的に解消」するのではなく、「教員免許更新制の廃止」を一刻も早く行うことを強く求めるものです。